

平成 29 年

第 9 回  
教育委員会会議録

行橋市教育委員会

平成 29 年 7 月 25 日(火)

## 教育委員会会議録

- 1 招集日時  
平成 29 年 7 月 25 日(火) 13 時 14 分～
- 2 招集場所  
市役所303会議室 (3階)
- 3 出席委員  
教育長 笹山 忠則  
教育長職務代理者 末次 龍一  
委員 水谷 知子  
委員 金澤 精子
- 4 欠席委員  
委員 大宮 克弘
- 5 出席職員等 米谷教育部長  
山門教育政策課長  
丸山学校教育課長  
神原指導室長  
岩本防災食育センター長  
唐崎生涯学習課長  
森文化課長  
竹田スポーツイベント係長  
大園教育政策係長
- 6 議題及び議事の概要  
別紙
- 7 閉会 15 時 10 分

教 育 長

---

教育長職務代理者

---

議事録調製者

---

平成29年7月25日

開議 13時14分

## 1. 開会

○教育政策課長 山門裕史君

お疲れ様です。開会前に、1点だけ御報告させていただきます。8月1日付で人事異動の内示が出されました。教育委員会事務局の中での管理職の異動はございませんが、一般職が数名異動になりました。

その中で、教育委員さんに連絡調整等をさせていただいております教育政策課ですが、今度、11月から、小野のほうが産休に入ることになりまして、その関係で、一人人員補充ということで、今回、人事異動で来ましたので、彼女だけを紹介させていただきます。

○小野寺晴苗君

8月1日で介護保険課から異動してまいります、小野寺晴苗と申します。いろいろ教えていただくこともあるかと思っておりますけれども、どうぞよろしくお願ひいたします。

(各委員「よろしくお願ひします」の声あり)

(小野寺君、退室)

○教育政策係長 大園健朗君

それでは、定刻よりも少し早いですが、皆さん、お揃いですので、ただいまから第9回教育委員会を開催したいと思います。開会に先立ちまして、きょう、大宮委員が急きょ手術が入ったということで、手術の時間次第で、もしかしたら、きょうの会議は欠席になるかもしれません。

また、スポーツイベント課の西川が本日欠席しておりますので、代理でスポーツイベント係長の竹田が出席しておりますので、御報告をいたします。

それでは、教育長、よろしくお願ひいたします。

## 2. 前回会議録の承認

○教育長 笹山忠則君

それでは、平成29年度第9回教育委員会定例会を開会いたします。

それでは、まず、最初に前回会議録の承認というかたちで、前回会議録に関しましては、既にお手元のほうに配付させていただいております。これに関しまして、御質疑等がございましたら、お願ひいたします。

金澤委員、お願ひします。

○委員 金澤精子君

前は、たくさんの発言をさせていただきましたので、読み返してみたら、いろ

いろと主語と述語の整合性がなかったり、それから言い足りなかったところがありましたので、2、3点ほど補足させてもらいます。

4ページ、弓削田さんのコンサートトークのところ、ここで言いたかった内容は、たいへんコンサートトークが良かったということで、行橋市でまた、こういう公演を聴くことができたらいいな、という内容で発言させていただいたところです。文章に関しては、後で係長さんのほうに書き直してきたのを見ていただきたいと思います。

それから11ページ、小中一貫教育についてのところです。ここは、やはり述語がありませんでしたので、文章をかえてきました。内容は、どの学校でも課題を検討しているということなので、大変良い取り組みをされている、という内容のところをはっきり言えていなかったような気がしますので、この文章を後で係長さんのほうにお渡ししたいと思います。

それから、もう1点ですが、13ページ、図書司書さんのところですが、回りくどい言い方をしていますが、せっかく入った司書さんをしっかりと活用していただいて、その取り組みを、今後も新鮮さを取り入れて続けていっていただきたい、ということをお伝えしたかったので、その文章も、また係長さんをお願いしたいと思います。以上です。

○教育長 笹山忠則君

ありがとうございました。

○教育政策係長 大園健朗君

それでは、いま言われた3点ですが、金澤委員から、文面をお聞きして、その訂正をもって御承認というかたちでよろしいでしょうか。

○教育長 笹山忠則君

ありがとうございます。

それでは、最終的にまとまりましたものは、また事務局のほうから何らかの機会にお示しさせていただきます。

○委員 金澤精子君

今度からは気を付けて、主語・述語が揃うような、はっきりとした発言の仕方をしますので、お許してください。

○教育長職務代理者 末次龍一君

読んでいて伝わるのは伝わりましたが、喋っている言葉なので、こういうふうになるのかなと思いつつ読みました。

○委員 金澤精子君

議事録を読んでくださっている方がいるので、しっかりとした発言をしたいと思っています。以上です。

○教育長 笹山忠則君

ありがとうございます。

他の委員の方々はいかがでございますか。これでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

それでは、その修正を受けたかたちで承認をいただきました、ということで次に進めさせていただきます。

### 3. 教育長事務報告

#### ○教育長 笹山忠則君

続きまして、教育長事務報告をさせていただきます。お手元の2枚目の紙に教育長事務報告がございますので、かいつまんで申し上げます。

まず、6月30日はシーサイドハーフマラソン実行委員会がございまして、シーサイドハーフマラソンの実行に関しての話し合いがありました。

それから、7月3日に人権同和問題啓発強調月間で、行橋駅で市長及び副市長はじめ市の関係の部署の責任者が啓発活動を行いました。

それから、4日に福岡教育大学附属小倉小学校に長期派遣しております研修員の中間報告会がございました。台風の関係で学校自体が休校になりましたので、授業はございませんでしたが、報告会そのものはございました。それに行ってまいりました。指導室の室長と次長も参加いたしました。

それから5日、6日、そして19日と、教頭の面接を行いました。5日、6日は小学校の教頭の面接を行いまして、19日は中学校の教頭の面接を行いました。

それから、8日に人権同和問題啓発講演会がコスメイトでありまして、嫌われる勇気、を書いた岸見一郎先生が講演をされました。

それから、10日は定例の教育長会議が、みやこ町の歴史民俗博物館でございました。

13日は要請学校訪問が行橋小学校においてありまして、県の教育事務所のほうから副所長以下約10名の職員がみえて、いろいろな指導をいただきました。

言い忘れてましたが、10日の定例教育長会議におきまして、人事評価についての話が出ております。14日の定例校長会におきましても、人事評価に関して説明をいたしました。

それから、17日には第1回の米国派遣中学生研修団の保護者説明会を行いました。

19日は、先ほど申し上げました教頭の面接を行っております。

それから、22日には今井浄喜寺におきまして、第1回連歌講座が開催されまして、そこに出席してまいりました。

24日には第4回教科書採択協議会が開催されまして、ここにおいて、来年度以降使用する小学校道徳科の教科書を一種選定いたしました。

それから同日の夜、蓑島公民館におきまして、行橋市の未来に向けて教育を語る会を行いました。

以上でございます。

今後の予定といたしましては、そこに書いてある通りであります。かいつまんで説明をさせていただきますましたが、補足等、必要なところを御指摘いただければ、説明させていただきます。

○教育長職務代理人 末次龍一君

3日の人権同和問題啓発強調月間ですが、前は市民会館の所から駅までパレードがあったと思いますが、今は駅前集合ですか。

○教育長 笹山忠則君

この日は8時に駅前でしたが、山門課長、お願いします。

○教育政策課長 山門裕史君

すみません。いま末次委員が言われました、昔、パレードをしていたのは、1日に青少年非行被害防止の取組推進協議会、これの関係のパレードがありまして、人権の関係は、今まではしていないかと思えます。

○教育長職務代理人 末次龍一君

失礼しました。

○教育長 笹山忠則君

7月1日のパレードの日なんですけど、熱中症予防のため、参加者の健康のためにパレードは取りやめになりました。それで、推進大会自体は、コスメイトで行いました。

○教育長職務代理人 末次龍一君

21日の須佐神社の社頭連歌も暑かったんじゃないですか。

○教育長 笹山忠則君

はい。社頭連歌にはまいりました。暑かったです。

○教育長職務代理人 末次龍一君

朝10時から、6時間くらいあったんじゃないかと思えますが。

○教育長 笹山忠則君

最後まではおりませんでしたけど、社頭連歌は今井の須佐神社においてございまして、10時から始まりまして、私は13時40分までおりました。浄喜寺の和尚さんと一緒に途中で退席をさせていただきました。

最後は何時までかは、ちょっと確認しておりません。

○教育長職務代理人 末次龍一君

一応、山立ても先日終わりました、今週の金・土・日が本番の祭りになります。土曜日の日が車上連歌と言って、今井の公民館の前に、いま山が立っておりますけれども、

そこでまた連歌がありますので、皆さんも、またお時間、御興味がありましたら、ぜひおいでください。

いま80世帯しかないんです。それで高齢化しております。私でも若いほうなので、このまま続けられるかどうか分かりませんが、先々になったら見られなくなるかも分かりませんので、今のうちに記憶にとどめておいていただきたいと思います。

○教育長 笹山忠則君

それでは、他にございますでしょうか。

水谷委員、どうぞ。

○委員 水谷知子君

24日の教育を語る会ですが、蓑島公民館で行われたということですが、今回の参加の方は、中心は蓑島校区の方が多かったのでしょうか。

○教育長 笹山忠則君

はい、多かったです。

○委員 水谷知子君

そうですか。次回は、移動されるということは、まだ検討中ということでしょうか。

○教育長 笹山忠則君

今のところ聞いているのでは、次回は、おそらく中央公民館かと思われませんが、まだ日程等は聞いておりません。

○委員 水谷知子君

分かりました。ありがとうございます。

○教育長 笹山忠則君

ほかに、ございますでしょうか。

(各委員「ありません」の声あり)

それでは、これをもって教育長事務報告は終わらせていただきます。

#### 4. 報告事項

##### (1) 教職員の人事評価制度について

○教育長 笹山忠則君

引き続きまして、報告事項に入らせていただきます。

報告事項の第1です。お手元にも資料が回っていると思います。お手元の資料の、市町村立学校教職員のみなさんへ、と書いたA4が2枚ございます。これを基にして説明をさせていただきます。

県のほうから、教育長会議におきまして、教職員の人事評価の方法について、説明がございました。ただ、私が受けた説明を、そのまま繰り返すしかございませんので、分

かりにくいかもしれませんが、その点は御了承ください。

私が受けました説明は、以下の通りであります。

まず言われたのは、所属長が自ら職員へ直接説明し、資料の回覧等だけで済まさないようにしてください、ということでありました。評価者は一次評価者、二次評価者、最終評価者というぐあいに分かれておりますが、それぞれの職種によって担当者が少し異なるわけであります。

それでは、説明資料を基にして進めさせていただきます。

新たな人事評価制度の実施について、ということであります。まずはリーフレットの市町村立学校教職員の皆さんへ、の第1ページ目を御覧ください。平成28年4月の改正地方公務員法の施行を踏まえ、人事評価結果の給与への反映を前提に、人事評価制度の見直しを行い、今年度の人事評価結果から翌年度の給与に反映します。

見直しにあたりましては、次の基本的な考え方に基づいて検討し、この考えが制度に反映されています。

その基本的な考え方とは、1、人事評価の目的は、職員の士気の高揚と主体的な能力開発・人材育成であること。2として、人事評価結果の給与への反映が職員間に顕著な給与の差を設けるための制度ではないこと、この2点が見直しというかたちで説明を受けました。

それでは、制度見直しの概要について、説明をいたします。

昨年度実施しました試行の結果等を踏まえまして、主に次のような見直しを行っているということであります。

まず、中間面談というものを実施する、ということです。従来は面談者が必要と認める場合にのみ、中間面談を実施していましたが、今回の見直しにより、当初面談及び最終面談に加え、中間面談についても必ず実施いたします。

中間面談では、主に年度前半を振り返り、後半に向けた取り組みの促進や人材育成等につなげるため、8月から10月までの間に人事評価の対象者全員に対して実施します。面談は、原則一次評価者である副校長、または教頭が行いますが、必要に応じて校長が同席する場合があります。本市では副校長がおりませんので、教頭が行います。

次に評価者の見直しについてであります。評価の客観性、公正性を確保し、偏りのない評価を行うため、一次評価者、二次評価者、最終評価者の複数で評価を行います。詳細については、表にあるとおりであります。

次に、総合評価の評語体系等の見直しについてであります。評価に用いる用語であります。

発揮能力・実績の評語、括弧して、A、Bの上、Bの中、Bの下、C、こういう評語は従来どおりで変更はありませんが、総合評価の評語を3区分、かつてはA、B、Cで



したから、これを5区分、S、A、B、C、Dに変更いたします。そして最終確定者において評価項目ごとの発揮能力・実績の評定を点数換算して合計点を算出し、その合計点数、評点に対応した評語を、先ほど申しましたS、A、B、C、Dで総合評価を確定いたします。

発揮能力・実績の点数換算表及び総合評価の評点、評語は、御覧になっている表のとおりであります。

例えば、例にありますように、発揮能力・実績の合計点が20点となった場合の総合評価は22点から17点の区分に当てはまりますので、B評価というぐあいになります。

次に、評価基準日、及び業績評価の実施時期について、説明いたします。

最終自己評価の基準日につきましては、従来は1月1日でしたが、それを1カ月早めて12月1日に変更いたします。また業績評価の実施時期についても、従来は2月末日でしたが、それを1カ月早くて1月末日に変更します。

なぜ1カ月早めたかという、この早めた理由は、この後続けて説明いたしますところの、評価結果の開示、それから開示面談及び苦情処理、これを年度末、3月末までに終了させ、当該年度の業績評価を確定させる必要があるためであります。

続きまして、評価結果の開示について、説明させていただきます。

従来は開示を希望する者、または評価者が必要と認める者のみに評価結果を開示していましたが、今回の見直しにより、人事評価に対する職員の納得性の向上や士気の高揚等を図るため、評価を行った全職員に対して評価結果を開示します。

開示に当たっては、職員一人一人に対して個別に総合評価の評語を開示します。これは、S、A、B、C、Dであります。なお、具体的な開示方法等につきましては、各市町村教育長が別に定める方法により行う、ということになっておりますので、市町村教育長である私のほうで作成して、お示しさせていただきます。

それから、次はリーフレットの2枚目をお願いいたします。開示面談及び苦情申し入れについてであります。

まず、開示面談に関してであります。これは従来なかった制度であります。開示された評価結果の説明を希望する職員は、最終確定者に対して開示面談を申し出ることができます。また、この開示面談を受けた後も、なお評価結果に苦情がある職員は、市町村教育長に対して苦情を申し出ることができます。なお、具体的な開示面談の方法や苦情の申し入れ方法等については、各市町村教育長が別に定める方法によります、ということでもありますので、こちらのほうも教育委員会の事務局において作成をさせていただきます。

最後に、評価結果の給与反映についてであります。まず、給与反映の基本的な部分について、説明をいたします。4点ございます。

1点目は、人事評価の結果を翌年度の昇給、及び6月と12月の勤勉手当に反映します。2点目は、人事評価に基づく昇給及び勤勉手当の成績区分を第1区分から第4区分までの4区分とします。

3点目は各教育委員会単位で総合評価の評点を相対化します。具体的には校長を除く階層でありますところの教育職員、事務職員、技術職員をまとめて評点の高い順に並べ替えまして、給与反映のメリットを受ける上位成績区分を30%とします。その30%の内訳は、第1区分を5%、第2区分を25%というかたちになります。

4点目は、職員間に顕著な給与の差が付かないよう、上位成績区分の適用に制限を設けます、ということであります。

引き続きまして、給与反映のイメージ図を御覧ください。

まず1段目の図であります。1段目の図は人事評価結果と給与への反映方法を示すものであります。人事評価につきましては、評点により、S、A、B、C、Dの総合評価が確定しますが、人事評価結果を給与に反映するにあたりましては、この総合評価が直結するわけではなく、評点の高い順に並べ替えることで成績区分を決定し、その成績区分に応じて給与に反映されることになっていきます。

例えば、成績区分が第2区分となった25%の方々の昇給は、標準の昇給号給数である4号給に1号給が加算されて、5号給昇給します。勤勉手当については、標準の成績率に2.5%が加算された成績率となります。

第3区分となった場合には、昇給及び勤勉手当の成績率は、標準のままとなります。また、第4区分となった場合の昇給は、1年目については、標準の昇給号給数である4号級の昇給が確保されますが、連続して第4区分となった場合には、標準の昇給号給数よりも2号給少ない、2号給のみの昇給となります。ただし、勤勉手当の成績率については、1年目も80%となります。

なお、勤勉手当の標準の成績率及び第4区分の成績率は、每期、6月期、12月期ごとに変動することがあります。

次は2段目の図であります。2段目の図は、上位成績区分である第1区分、第2区分の適用制限を示しています。左側の図は教育職員、右側の図は行政職員と技術職員であります。

校長以外の教育職員につきましては、プラス8号給を上限とし、行政・技術職員については、職階ごとに上限を設けています。そして上限に達した場合は、次回以降の相対化の対象から除外され、成績区分は第3区分となります。

3段目の図に移ります。3段目の図は、教育職員の給与反映のイメージ図であります。教育職員は、採用から退職まで教諭の身分である職員が多く、行政・技術職員のように、職位ごとに給与反映させていく方法が馴染まない、とされていますために、給与への反

映は、採用後の年数に応じて行われるようになっていきます。採用後の年数に応じて給与の反映期間を区切っているのは、職員間で顕著な給与差がつかないようにするためであることと、給与の反映期間を複数設けることで退職までのモチベーションアップにつなげてもらうことを狙いとしているものであります。

ところで採用後1年目に関しまして、採用後1年目は前年度の人事評価結果がないため、給与への反映はありません。採用後2年目の反映内容につきましては、昨年度試行の折ですが、昨年度は1年目が条件付任用期間であるため2年目に反映させない、との説明をしていましたが、この取り扱いが変更され、条件付任用の期間が1年の職員のみ、1年目の人事評価結果を2年目に反映させずに第3区分と同様の取り扱いとすることとし、条件付任用の期間が6カ月の職員については、2年目から給与に反映されることとなっています。

なお、採用後、2年目から11年目までについては、経験年数の浅い段階での人事評価結果を昇給に反映させることは適当ではない、とのことから、採用後10年目までの人事評価結果は、勤勉手当のみに反映されることになっています。採用後、11年目の人事評価結果から翌年度の昇給及び勤勉手当に反映されていくことになるわけでありませぬ。

なお、現行の制度では、採用後21年目の時点でプラス6号給、これは採用後16年目でプラス2、採用後21年目でプラス4の号給が加算された場合の昇給効果を受けていますが、イメージ図を見てもらうとお分かりだと思いますが、来年度からは、採用後21年目の時点ではプラス4号給、すなわち採用後12年目から16年目でプラス2、採用後17年目から21年目でプラス2の昇給効果しか受けないこととなります。そのため、採用後、21年目に達したことで、既にプラス6号給の昇給効果を受けている職員については、採用後22年目から26年目の期間で受けることになる、プラス2号給の昇給効果を、既に受けていることとなりますので、当該職員の採用後22年目から26年目の期間の反映内容は、勤勉手当のみとなります。

最後に、給与反映について、例を挙げて説明をしますと、採用後年数が12年目の教諭の人事評価結果が第1区分となった場合は、翌年度の昇給がプラス2号給、勤勉手当は、6月期にプラス5%、12月期にプラス5%の、合わせてプラス10%となり、12年目から16年目の期間での上限に達するため、その後の当該期間中での上位成績区分による給与反映はありません。次の採用後年数17年目から21年目の期間において、上位成績区分の決定を受けた場合は、再度、給与反映されることとなります。

説明は以上であります。これが、私が県から受けて来た説明の内容であります。

○教育長職務代理者 末次龍一君

一次評価の方の負担がかなり増えると思います。たぶん日常の業務も見ておかないと

評価ができないと思いますし、これは評価シートみたいなものはあるんですか。示されているんですか。

○教育長 笹山忠則君

評価シートというか、評価の仕方に関してはあります。

○教育長職務代理人 末次龍一君

年度当初に目標なり評価項目があって、それに対して、自分は今年度こういうことをやりましたとか、当然、上のほうからの指示で、これをやりなさいとか、年度当初にあると思うんですが、その評価を中間等にして最終的に評価するんですね。そういう細かい部分まである程度出来上がっている状態ですよ。もうすぐですよ、2月ですから。

○教育長 笹山忠則君

はい。今年度実施で、来年度反映というかたちになります。

○委員 金澤精子君

自己評価書と業績評価書は別にあるんですか。

○教育長職務代理人 末次龍一君

自己評価もあるんですよ。

○委員 金澤精子君

自己評価は自分で評価目標を作って、それは確かあると思います。

○教育長職務代理人 末次龍一君

一次評価というのがあるけれども、その前に自己評価もあるんですか。

○委員 金澤精子君

自己評価書と業績評価書は別ものですね。

○指導室長 神原修一君

はい、別のものです。

○教育長職務代理人 末次龍一君

業績評価とは別ですね。

○指導室長 神原修一君

はい。

○教育長職務代理人 末次龍一君

ちょっとよく分からないけれど、今までも人事評価というのは、似たようなかたちでやられていたんですか。

○委員 金澤精子君

してきたけれども、教育長さんのお話を聞くと、これが給与に反映していくよ、というのが今回の案なんじゃないかと思います。

○教育長職務代理者 末次龍一君

給与に反映していく、そこら辺が大きく違うということですね。評価の仕方自体は、基本的には人事評価されて、それが給与や手当に反映されるということですね。

○委員 金澤精子君

やはりお金に反映されるとなると、評価者は厳しい評価を強いられるということになりますね。

○教育長 笹山忠則君

校長に関しましては、昨年度から実施しております。

○委員 金澤精子君

教育長さん、質問ですが、今お話を聞いて、およそ中身は分かったんですが、これを定例校長会におろされましたですね。そのときに、何か、校長会のほうから、今回のこの取り組みに当たって、分からないことなど、そういう質問などはありましたでしょうか。

○教育長 笹山忠則君

質問というか要望がありました。一つは、評価をする人と面談をする人、これが一緒になければならないということに関して、ありました。最終評価者は、仮に私が評価する、最終評価者である場合、私が全部の教員の面談をするのか、それはできないということでもあります。

それから評価に関して、苦情等が出ると思いますが、その場合の対象というんでしょうか、誰に対して苦情申し立てをするのか。つまり校長さんに対しては、自分が受けるのか、最終的に教育長が受けてくれるのか、というような感じでありました。

この制度のもとでは、校長が最終評価者の場合は、校長が受けるかたちになりますが、これは校長会では言っていないけれども、仮に訴訟になった場合は、必ず教育長が最終的にその対象になります。

○教育長職務代理者 末次龍一君

開示面談は、申告があったときだけ、申告があって、開示してもらいたいという希望者だけというかたちですか。

○指導室長 神原修一君

開示結果は全員に開示しますけれども、面談は希望者のみ、というふうに書かれています。

○教育長職務代理者 末次龍一君

消極的な人は言って行けないですね。自分で納得していなくても、本当は時間がとれれば面談して、あなたはこうでしたよ、というのを直接文書でやられるだけじゃなくて、言葉で。

僕の友達で、毎月、給料のことで総務課に文句を言って行っている人がいて、そういう人も、中には納得ができない人が出てくるかもしれませんので、それはそのときに対応しなければと思います。とりあえず進めていった上で、問題があれば改めていくということで。

○委員 金澤精子君

校長先生はとても熱心だから、例えば職員でここら辺が足りないなと思ったら、そこをやっぱり指導されるんですよね。そうなると、そこは指導されて良くなっていく。となると、ここでのC、Dが付く職員は、本当は少なくなっていく。中々C、Dが付かないんじゃないかというところは、懸念されませんか。

だから今回のこの人事評価制度の見直しは、むしろ頑張る職員を拾い出す、昇給するぞ、という狙いなんですか。

○教育長 笹山忠則君

一応、先ほど申し上げましたように、人事評価というのは、職員の士気の高揚と、それから能力開発と人材育成というぐあいになっておりますので、いま委員がおっしゃったとおりです。

○委員 金澤精子君

頑張る人に花束をあげるんですね。

○教育長 笹山忠則君

はい。ただ給与に反映するに当たりましては、評価は評価でありますけれども、それをまた並べ替えて相対化しますので、給与に反映する場合には、やはり上位何パーセントということで制限はされるかたちになります。

だから、おそらく同じCであったにしても、上の人と下の人によっては給与反映が違ってくる可能性はあります。

○委員 金澤精子君

企業は業績というか、成績・ノルマを与えられたものの、それを上げて、点数を上げていけば、目に見える部分がいっぱいありますね。けれども学校現場というのは結構難しい、そういう部分は校長会でも以前に意見が出ていますよね。

○教育長職務代理者 末次龍一君

結構、プロセス重視のところもありますよ。成果が出なくても必死に取り組んだということも評価してあげないと、やる気がなくなってしまいます。だからそこら辺は営業成績だけでなく、プロセスもちゃんと評価をしてあげる、それは大事ですね。

○教育長 笹山忠則君

実施に当たっていただく校長先生たちに対しましては、県が8月の終わりに、改めて直接説明をするというかたちであります。私から説明をするというかたちではなく、実

際を集めて、もっと説明するという事です。

○教育長職務代理者 末次龍一君

分かりました。ありがとうございました。

○委員 金澤精子君

ありがとうございました。

## (2) 小学生読書リーダー養成講座について

○教育長 笹山忠則君

それでは、次に移らせていただきます。

小学生読書リーダー養成講座についてです。これは指導室にお願いします。

○指導室長 神原修一君

例年の事業でございますが、今年度も8月23日から3日間、小学生読書リーダー養成講座を開催し、参加した児童が、事後それぞれの学校の読書リーダーとして活躍してもらえたらということであります。

既に申し込みと言いますか、募集は終わっております、市内11校から計22名、本年度も参加するようになっておりますので、お時間の御都合が許せば、子どもたちの活動が多いのは2日目と3日目でございますので、様子を見に来ていただければ幸いです。

場所のほうが、る～ふるになっておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○教育長 笹山忠則君

ありがとうございます。

ただいまの小学生読書リーダー養成講座につきまして、御質問等はございませんでしょうか。

(各委員「ありません」の声あり)

それでは出来る限り、のぞいていただけたらと思います。

## (3) 中学生夏休み英語宿泊体験について

○教育長 笹山忠則君

引き続きまして、中学生夏休み英語宿泊体験について、これも指導室に説明をお願いいたします。

○指導室長 神原修一君

それでは引き続き、説明をいたします。その次に実施要項を付けさせていただいております。これも例年の事業でございます、中学生を対象にした1泊2日の英語宿泊体

験を、市の研修センターを会場に実施をいたします。

本年度はグレースチャーチスクールのほうに行く生徒も含めまして、47名の参加になっております。これは午前から、次の日の午後のスケジュールでございますので、また小学生読書リーダー養成講座と日程が重なってはおりますが、お時間が許せば様子を見に来ていただければと思います。よろしく願いいたします。

○教育長 笹山忠則君

ありがとうございます。こちらのほうも、何か補足説明等、必要でございましたら、お願いいたします。

(各委員「ありません」の声あり)

では、いま室長からの説明もありましたが、2と3は日程が一部重なっておりますが、できましたら御都合をつけて見学をお願いいたします。

#### (4) ゆくはしオープンウォータースイムレースの開催について

○教育長 笹山忠則君

次に4番目、ゆくはしオープンウォータースイムレースの開催について。これはスポーツイベント課に説明をお願いします。

○スポーツイベント係長 竹田浩輔君

スポーツイベント課から説明をさせていただきます。8月の5日、6日、土曜、日曜になりますが、蓑島海水浴場におきまして、第1回のゆくはしオープンウォータースイムレースを開催いたします。

この、ゆくはしオープンウォータースイミングは、ことし初めての試みとなります。内容としましては、海上の上に浮きを浮かべてコースをつくります。そのコースを500m、1000m、1500m、3000mと周回する、タイムを競うレースとなります。現在、エントリーとしましては、80人のエントリーが確認されております。

この大会が2016年から国体競技、それからオリンピック競技等になっております。ことし第1回目ですが、今後もこの大会を続けていき、行橋の観光等の活性化につなげていきたいと考えております。ぜひ、大会当日、会場に来ていただいて応援していただきたいと思っております。以上です。

○教育長 笹山忠則君

ありがとうございます。

オープンウォータースイムレースということですので。参加は無理でも、見に来ていただければと思います。

では、これに関しましては、よろしいでしょうか。

(各委員「はい」の声あり)



では、報告事項を終わらせていただきまして、5番目のその他に移らせていただきます。

## 5. その他

○教育長 笹山忠則君

それでは、文化課にお願いします。

○文化課長 森雅代君

文化課から、別添でお手元に資料をお配りしております。第2回目のゆくはしビエンナーレ2019の開催の概要についてのお知らせでございます。

第1回ゆくはし公募彫刻展が終了いたしまして、2回目の2019も第1回同様に開いていこうと思っております。

お手元の資料、まず1枚目をはぐっていただきますと、ポスターの案がございますけれども、このポスターを利用いたしまして募集を行います。その次にありますが、ゆくはし公募彫刻展の応募要項を付けております。これは、おおむね第1回と同じでございます。変更箇所につきましては、赤字で表記しております。

かいつまんで説明いたします。大筋は第1回と一緒。具象彫刻のブロンズ。テーマは公共施設に設置するにふさわしい、知識、知性を具現化した歴史上の人物。大賞賞金は、同じく1千万円。審査員に関しましても同じでございます。

違うところは、国際という語句を名称に入れまして、国際性を強調したところがございます。また第1回大賞受賞の奥村信之さんを特別審査員としたこと。また日程のほうにゆとりをもたせております。

②の日程でございますが、詳細は、またスケジュール表が中についておりますが、作品の募集開始を9月1日から、雑誌、ポスター、ネット等における告知を行いまして、作品の応募受付を2018年1月から3月末日にしております。

募集開始から受け付けまでを、以前は3カ月でございましたけれども、4カ月と、1カ月ゆとりを持たせております。

第1次審査は2018年4月、第2次審査は同年6月。2次審査が終わりまして、大賞授賞式を翌2019年3月にしておりますが、2次審査が終わりまして、納品、大賞作品の納期までのブロンズ制作期間を7カ月にしております。以前よりも2カ月、ブロンズ制作期間を延ばしております。

告知方法につきましては、芸術系雑誌への広告、芸術系の大学や美術館、画廊へのポスター・要綱等の送付、芸術系大学へ依頼をいたしまして、またネットを活用いたします。作家へのダイレクトメールや電子メールによる直接の告知も行っております。

4番の関連イベントに関しましては、また詳細の企画書等が別紙についておりますけれども、これはまた別で御覧になっていただきたいと思います。

以下の3項目を継続して実施いたします。前回と同じ、児童向けのワークショップで粘土でのオブジェづくりを、学童保育児童の140人を対象に8月の初旬に行います。アートフォーラムも、また11月に実施予定です。まちなかオブジェプロジェクトという街中で石の彫刻を作成いたしました。それも同じく2月下旬から3月初旬、昨年とほぼ同様に実施いたします。

またバーチャルミュージアムの立ち上げということで、別紙でございますが、Y u k u h a s h i 3D一スマホで飛び出す美術館—といったようなチラシをお手元に配付しております。これは3Dを駆使した立体画像を、スマートフォンを使って見られるようになっております。アプリをダウンロードいたしまして、3Dのマークが付いている作品に画像を、スマートフォンのアプリを起動したままカメラをかざしていただきますと、作品が3D画像となって出現いたします。

次につけております大賞作品、といった写真がございますけれども、これはかざしていただきますと、飛び出しますので、後程ぜひ御体験をしてください。

また、ゆくはしビエンナーレ2017の結果でございます。また別紙で付けておりますが、ゆくはしビエンナーレ2017の結果総括ですが、これもちょっとかいつまんで説明いたしますが、メディアによる報道は、新聞記事が42本の掲載、テレビニュースは7本、535秒です。広告費を換算するといくらになるか、電通九州メディアさんに調べていただいたところ、新聞記事は1600万円、テレビニュースに関しましては約6千万円という数字になっております。

また、市民の行事参加者数は、総数が2100人、フォーラム、ワークショップ、表彰式、まちなかオブジェ、その他協力数となっております。

事業の動員数でございますが、概数1万9千人、まちなかオブジェの見学者、粘土オブジェの見学者、市民投票の総数とウェブ投票数、またホームページ閲覧ユーザー数と各種説明会における動員数でございます。

このようなかたちで、また第2回としてビエンナーレ2019を開催していこうと思っておりますので、また詳しいことを、そこそこで報告がございましたら、またこの場で御報告をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○教育長 笹山忠則君

ありがとうございます。

ただいま文化課からビエンナーレに関する報告がございました。ぜひとも本物を見に来ていただきまして、石の作品の出来上がりのプロセスをも一緒に観賞していただけたらと思います。

それでは、ほかにその他はございませんでしょうか。

米谷部長、お願いします。

○教育部長 米谷友宏君

きょうはスポーツイベント課長が欠席いたしておりまして、資料がございませんけれども、私から、若干報告をさせていただきたいと思えます。

報告事項といたしましては、先週になりますけれども、7月15日から17日にかけて、第3回となります、ゆくはしビーチバレーボールフェスタの開催が無事に終わりました。好天に恵まれまして、プロツアーの第4戦、そして県バレーボール協会の指導のもとに、高校の男子・女子のバレーボールの県予選、そして市主催によります一般混成男女のバレーボールと、大きく3つのカテゴリに分かれまして、ビーチバレーボールの大会が行われました。

また新聞でも既に御承知のとおり、17日の最終日には、メキシコビーチバレーボールの事前合宿の調印式が同会場によって行われました。基本合意書の調印でございます。当日は小川県知事、そして県バレーボール協会の会長、そしてメキシコのバレーボール協会の会長代理、そして田中市長ということで、4者による調印がなされたところでございます。

ただ、また一部新聞で、先週の金曜日になろうかと思えますが、この調印に伴いましては、広島県がメキシコオリンピック協会と包括のキャンプ地協議に向けての合意を交わしているということで、私どものほうは、あくまでメキシコのバレーボール協会の種目でありますビーチバレーボール競技の合意ということで、この部分について、ダブっているんじゃないのかというような新聞報道もなされたところでありまして、御心配をお掛けしているところでございます。

これにつきましては、まず、昨年10月くらいからメキシコのオリンピック委員会、そしてメキシコのバレーボール協会等々と確認をする中で、あくまで事前のキャンプ地の決定については、それぞれの競技団体が行います、という確認のもとに、福岡県、そして県バレーボール協会と私どものほうでメキシコのバレーボール協会の会長さんも行橋に来ていただき、そして最優先候補地というかたちの中で確認書を交わし、先の7月の基本合意に至ったところでございます。

メキシコのオリンピック委員会、全ての競技を包括する委員会のほうは、先の5月くらいに広島県と結んでいるということでございまして、若干その経緯がそれぞれ別の流れの中で交わされているということで、現状といたしましては、県、県バレー、私ども3者のほうでの基本認識といたしましては、あくまでオリンピック委員会、バレーボール協会は、競技団体が選定地を選定するということを確認の上でやっているということと、現状といたしましては、いま来ていただいた会長代理さんがメキシコに帰国いたしまして、また現地のバレーボール協会、オリンピック委員会と協議をするということでございましたので、今後につきましては、メキシコのほうに最終的な決定をいま委ね

ているという状態でございます。

それぞれの関係者にはそれぞれの立場の中で準備を進めておりましたけれども、一応そういう状況の部分が新聞を通じて表に出ていますので、あくまで結果を待っているという状況でございますので、御了解いただきたいと思います。以上でございます。

○教育長 笹山忠則君

ありがとうございます。調印式は7月16日でしたね。

○教育部長 米谷友宏君

そうですね。調印式は16日でした。

○教育長 笹山忠則君

ありがとうございます。

今の米谷部長の説明に対しまして、御質問等がございましたら、お願いします。

(各委員「ありません」の声あり)

今のところ、中々厳しい状況がっております。

なお米谷部長の顔、あるいは竹田係長の顔が真っ黒なのは、当日頑張ってもらったということで、そして唐崎課長も山門課長も、他の人も黒いんですが、皆さん、少しさめてきましたが、まだ少し残っています。

それでは、ほかにその他でございませんでしょうか。

生涯学習課長、お願いします。

○生涯学習課長 唐崎欽五君

生涯学習課から御報告させていただきます。9月の補正予算についてでございます。本日、議案として提案すべきですが、間に合いませんでしたので、概要だけ御説明させていただきます。私どもは9月に2件、補正予算を予定しております。

1点は、類似公民館併設補助事業として、約280万円、こちらは、行事新町公民館の老朽化に伴う建替えの費用の一部を、類似公民館建設費補助金交付要綱に基づきまして、補助をしようとするものでございます。

もう1点、椿市交流センター備品購入費、机とか椅子の購入の代金でございます。生涯学習課としては12月に補正予算と考えておりましたが、7月19日付で地方創生拠点整備交付金第3次募集に伴いまして、一部補助になる可能性がございますので、今回、9月に前倒しをして補正をしようとするものでございます。

ただし、私どもがいただいたのが7月19日で、椅子・机の値段等の見積もりを取っている段階で、補正額として、現段階で固まっております。今設計している段階でございますので、分かり次第、財政当局と交渉し、9月の補正にあげようと考えております。

8月の教育委員会には議案として提出をさせていただきたい、というふうに考えてお

ります。以上でございます。

○教育長 笹山忠則君

ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関しましては、もう少しまた細かく決まった段階で改めて説明させていただきたいと思えます。

ほかに、ございますでしょうか。

大園係長、お願いします。

○教育政策係長 大園健朗君

議案の前ではありますが、次回の教育委員会の日程の案でございます。8月29日の火曜日か、8月31日木曜日になるんですが、御都合はいかがでしょうか。

(各委員「大丈夫です」の声あり)

それでは、きょうは大宮委員が来られていないので、大宮委員の御都合をお尋ねして、また御連絡を差し上げますので、よろしく願いいたします。

## 6. 議事

### (1) 議案第19号 教科書採択について

○教育長 笹山忠則君

ありがとうございます。

それでは、6番目の議事に移らせていただきます。

議案第19号 教科書採択について、ということでございますが、この案件につきましては、例年、この委員会におきまして、非公開で審議を進めさせていただいております。今回に関しましても非公開といたしたいと存じますが、いかがでございましょうか。

(各委員「異議なし」の声あり)

それでは、御了承をいただきましたので、この件に関しましては、非公開でやらせていただきます。

暫時休憩いたしまして、再開後、議事に入らせていただきます。

休憩 14時23分

再開 14時33分

(議案第19号は非公開のため、議事録なし)

閉会 15時10分